

## 令和8年川南町教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年4月16日(木) 午前9時30分～午前10時30分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 委員会室
- 3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、栗山栄子委員、  
日高美枝子委員、染川龍子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 川崎紀朗課長、島崎博英教育対策監、橋口実課長補佐
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和8年川南町教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより日高美枝子委員を指名します。

○日高委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。4月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に教職員着任式が行われております。ここには記載しておりませんが、この日から文化ホールの使用を停止しております。詳しくは後ほど御説明いたします。6日は春の全国交通安全運動に合わせて交通安全の集いが開催されました。7日の町校長会では、新1年生に対しての各団体からのランドセルカバーやかえるマスコット等の贈呈式がありました。8日は、本町の小中学校の始業式が行われ、新学期がスタートしております。10日は県立学校の入学式でしたので、高鍋高等学校の入学式に参加いたしました。11日には町立中学校の入学式、12日には町立小学校の入学式が開催されております。15日は川南湿原開園式でした。湿原は11月30日まで一般公開されます。本日16日の教育委員会定例会、以降は今後の予定になります。21日には中部教育事務所主催の児湯地区教育長会、23日には県市町村教育長連絡協議会総会、24日には国スポ町実行委員会総会が予定されております。国スポ障スポ関係ではありますが、令和9年度の本大会に向けて本年度はプレ大会を開催します。5月17日にウォーキングプレ大会、10月31日に西日本軟式野球選手権大会を軟式野球のプレ大会として行う予定です。29日には町スポーツ少年団の入団式を行います。本年度の学校視察訪問として4月30日に通山小学校、5月14日に多賀小学校、21日に東小学校、学校支援訪問として27日に山本小学校を予定していますが、現在調整中ですので、決定次第お知らせいたします。5月7日に児湯地方教育委員会連絡協議会総会、

17日には唐瀬原中学校の体育大会が予定されております。私からは以上です。次に、課長をお願いします。

○課長

1番目は、令和8年4月1日現在の教育課組織についてです。表のとおりとなっております。教育課長川崎と教育対策監島崎、学校教育係の指導主事吉行、新設の学校統合系の係長前田と主査郡、文化スポーツ係の課長補佐兼係長佐坂と主査白川が新たに加わりました。

2番目は、令和8年度学校給食費についてです。金額については小中学校合わせて70,191千円を見込んで予算化していますが、今年度は小学校分の国県交付金が37,923千円（一人当たり月額5,200円相当）財源充当される見込みとなっております。

3番目は、川南湿原開園式についてです。4月15日（水）午前9時から町長及び副町長の御出席の下開催されました。開園期間は、11月末までとなっております。

4番目は、スポーツ少年団入団式についてです。例年と同様に4月29日（水）に農村環境改善センターにて開催されます。

5番目は、川南町文化ホールの舞台とホールの利用禁止の件についてです。令和7年度に文化ホール客席天井耐震診断業務委託を実施し、その結果、耐震性が無く、条件によって天井脱落の可能性があり、かつ施設の使用禁止も検討すべき、という厳しい結果が示されました。この結果を受け、施設利用者の安全が保障できないと判断し、4月1日から施設のうち舞台とホールについて利用を禁止することとしました。

なお、使用再開の目途は今のところ立っていません。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

今年度4月、教育対策監に着任いたしました、島崎博英と申します。県教育庁義務教育課からまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、大きく4つのことについて説明いたします。

まず、町内の児童生徒の状況についてであります。令和8年度、4月1日現在の町内小中学校の児童生徒数は、小学校5校で666名、中学校2校で397名、合計1063名となります。令和7年度と比べると、小学校では30名減、中学校では23名減、合計53名減となっております。

次に、令和8年度がはじまり半月ほど経っておりますが、現在まで町内で行われた主な行事についてであります。1日は、町教職員着任式、初期研修、町の校長会を実施いたしました。6日は、学校運営協議会委員委嘱状交付式があり、各学校の学校運営協議会委員の方々に御参加いただきました。8日に始業式があり、児童生徒を迎えての新年度がスタートしました。11日に中学校、12日に小学校で入学式を実施いたしました。教育委員の方々にはご多用のところご臨席いただきました。改めまして御礼を申し上げます。

次に、今後の行事予定についてであります。4月20日から、全国学力・学習状況調査が行われます。小学6年生、中学3年生が対象となる調査です。また、来月7日に、

町校長会を実施する予定です。

最後に、学校訪問についてであります。昨年度中に、グーグルカレンダーにおいて予定を共有させていただいておりますが、各学校の訪問の詳細につきましては、今後グーグルカレンダーやチームズにて共有いたします。ここで、学校訪問の概要を確認いたします。資料のとおり、学校訪問には、支援訪問と視察訪問の2種類があります。目的は資料のとおりであります。教育委員の皆様におかれましては、特に、資料むかって右側の視察訪問において、児童生徒や先生方の様子を見ていただくとともに、学校の要望等にも耳を傾けていただき、学校教育の充実に御協力いただきたいと考えております。

なお、令和8年度、それぞれの訪問に係る対象校は資料に記載のとおりであります。学校によっては日程が変わる可能性もありますので、その際は速やかに連絡いたします。

また、教育委員の皆様におかれましても、御都合が悪くなられて御参加が難しい際は、教育課まで御連絡ください。説明は以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

今年度、町外の中学校へ就学した生徒数が分かれば教えてください。

○課長補佐

私立に行った生徒は9名となっています。部活でラグビーをやりたいということで、高鍋西中に3名行きました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○日高委員

文化ホールの今後の方向性を教えてください。

○課長

今回、文化ホールの客席の特定天井の耐震診断結果が悪かったことにより利用禁止としましたが、以前から文化ホールは雨漏り等もあり、この際、天井だけではなく一度建物本体の耐震調査をしてはどうかと考えておりますので、現段階ではホールの再開の目途は立っていません。

また、文化ホールのネーミングライツについては、宮崎県農協果汁さんにこちらから辞退を申し入れております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

児湯地方教育委員会連絡協議会総会の会場はどこになりますか。

○課長補佐

今年度は、総合福祉センター1階のにぎわいホールで行います。本来であれば、次期事務局である都農町で開催するところですが、総会後の懇親会会場が確保できないとのことでしたので、本町で行うこととなりました。文化ホールが休館日だったため、福祉センターとしております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号から3号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号から3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

任用期間に違いがある理由は何ですか。

○課長補佐

基本的に臨時的任用の常勤講師は6か月更新、会計年度任用のパートタイム講師は1年雇用となっています。今回、任用期間が違う会計年度任用講師は、本来であれば常勤講師を採用しなければならないところを、やむを得ず、パートタイム講師の採用となったため、採用期間は一学期に限ると条件が付けられていることによるものです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号は、「川南町図書館協議会委員の解嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例第13条第4項の規定により、委員の解嘱を行うものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第5号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の解嘱について」、専決第6号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号から6号は、川南町学校給食共同調理場条例施行規則第5条第1項の規定により、委員の解嘱及び委嘱を行うものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

新旧委員の数を比べると、新の方が1名少ないようですが、何か理由がありますか。

○課長補佐

専決処分を行った時点では、唐瀬原中学校のPTA会長が決まっていなかったため、1名減となっています。決まりましたら報告させていただきます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第7号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第7号は、地方公務員法第22条の2の規定による職員の任用であります。内容は、別紙のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第5号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第8号は、「令和8年度川南町共同学校事務室長及び副室長の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第8号は、川南町共同学校事務室運営要綱第2条第3項の規定により、事務室長及び副室長を任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第6号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第9号は、「川南町社会教育指導員の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第9号は、川南町社会教育指導員設置規則第3条の規定により、指導員を任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第10、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第7号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第10号は、「辞令について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第10号は、地方公務員法第17条第1項の規定による任期付職員の採用であります。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第11、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第8号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第11号は、「川南町地域学校協働活動推進員の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第11号は、川南町地域学校協働活動推進員設置規則第4条の規定により、推進員を任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第12、報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第9号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第12号は、「令和8年度川南町学校運営協議会委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第12号は、川南町学校運営協議会規則第3条第1項の規定により、委員を委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

新規の方はいらっしゃいますか。

○課長補佐

川南小、通山小、東小、多賀小、唐瀬原中が1名、山本小が2名、国光原中は変更なしです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第9号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第9号「専決処分の報告及び承諾を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第13、議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」その提案理由を申し上

げます。

この議案は、川南町文化財保護条例第6条の規定により、委員を委嘱するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第14、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしく願います。

○課長補佐

別紙でお配りしている資料は、令和7年度に申請のありました就学学校変更申請、区域外就学申請の町内、町外分の一覧となっています。主な理由は、小規模特認校、校区境、部活動となっています。また、特に教育委員会が認めるものについては、これまで議案として定例会に挙げております。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、5月28日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、5月28日木曜日に行うことと決定しました。これで、令和8年第4回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和8年5月28日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

日高 美枝子